

北陸地方整備局との意見交換会（概要）

〈対外活動部会〉

日 時	令和元年 11 月 27 日（水） 15:30~17:00
会 場	ラマダホテル新潟
出席者	北陸地方整備局：内藤企画部長、小山統括防災官、山本技術調整管理官、 山田技術開発調整官、柳河川情報管理官、向田道路情報管理官、 村上技術管理課長 北 陸 支 部：寺本支部長、大平・渡辺・新家副支部長、運営委員、監事、 対外活動部会員、総務・技術・広報部会長、事務局長

◆挨拶

○内藤企画部長

- ・台風 19 号による記録的な大雨により、管内の長野市では千曲川が決壊する災害が発生し、全国的にも広範囲な災害になった。災害への対応として建設コンサルタンツ協会北陸支部より大きな規模の協力をいただき感謝申し上げます。国交省としても被災地の復興に対して引き続きしっかり対応していきたいと考えているのでご支援をおねがいしたい。
- ・今年 4 月に新担い手 3 法が成立した。品確法において調査設計の品質確保が明記され、改めて具体的な取り組みをしていくことになると思う。
- ・令和元年度の予算は国土強靱化 3 カ年緊急対策により直轄事業費で 1.3 倍を確保しており、しっかり取り組んでいくこととしている。災害対応も含めると業務量が急激に増加するため、どのように取り組むかについて考えていかなければならない。
- ・働き方改革として改正労働基準法の適用を受ける最初の年であり、業務量が増える中で適正な工期を確保し、特に年度末への納期の集中への対応に配慮していくことが重要な課題である。整備局としても国債、翌債を活用し、皆さんとも相談した上で繰り越すかどうかを早い段階で決めていきたい。そのうえで品質の確保にしっかり取り組んでいきたい。
- ・I-Construction の推進、特に BIM/CIM を活用し測量、設計、施工が 3 次元設計でつながっていくことが重要である。全てが繋がらないと生産性 2 割向上が達成しない。整備局としても前向きに取り組むので引き続き協力をお願いしたい。
- ・品質が高く長持ちする社会資本を整備することが今の命題であり、それを進めていくためには皆様の技術力が重要。重要なパートナーとして今後とも密な情報交換を行っていきたい。



○寺本支部長

- ・台風19号による甚大な被害に対して、整備局として迅速かつ適切な対応にご尽力されている。建コン北陸支部でも災害復旧の調査設計等について災害協定に基づき取り組んでいるところである。
- ・今年4月から改正労働基準法の改訂により、時間外労働の法令遵守が問われることになる。整備局からはこれまでウィークリースタンス、適切な履行期間設定、来年4月からの業務の前倒し公表等の平準化の取り組みをしていただき感謝申し上げます。年度末納期の分散が至上命題となっているところであるが、平成30年度の3月工期が変更後では57%になっており、整備局目標の40%以下となるようお願いしたい。業務における翌債、国債、繰越、特にゼロ国債により建設生産性システム全体の平準化が実現できる。
- ・建設コンサルタント業務は社会資本全体の品質に大きく影響する。品質確保向上に向け、担い手の確保、育成と生産性向上を着実に実現するためには、調査基準価格の引き上げが不可欠である。全体の46%を占める総合評価の落札率が価格競争より6%程低い状況にあるため、技術評価点の差がつくよう例えば一位満点方式などの評価方式を試行も含め取り組んで頂ければと思う。
- ・設計段階から3次元データの導入は建設生産システムの効率化高度化に効果的である。BIM/CIMは大規模構造物で実施しているが、中小規模の取り組みにも広めることにより汎用性が高まる。またその普及のためには関連する経費増への対応の措置をお願いしたい。
- ・本日は実態を踏まえた有意義な意見交換会をよろしくをお願いしたい。



◆意見交換

1. 労働環境改善と生産性の向上

(1) 業務の平準化の取り組みと課題

1) 標準履行期間の設定と業務納期の分散

業務内容に応じて必要な期間を確保する「標準履行期間の設定による必要履行期間の確保」の継続的な対応を要望します。

本年度より業務の平準化に取り組んでいただいております。その実施状況を見ると約8割の業務が2月～3月工期を回避できる見込みとなり取り組みの効果が期待できます。今後最終的な効果を検証したうえで取り組みの推進を要望します。

【回答】

- ・道路設計、河川構造物設計等の詳細設計業務においては、「業務スケジュール管理表（履行期間設定支援型）」等を活用しながら、引き続き、適切な履行期間を確保するよう周知する。また、「ゼロ国債」等の活用により、早期発注に努めるとともに、適正な工期を確実に確保するため翌債・繰越し制度の活用を図っていく。
- ・業務履行期限の平準化を重点的に取り組む事項として位置づけ、工期の3月に集中を避け

るため「4～12月工期30%以上」「1～3月工期70%以下」「3月工期40%以下」となるよう推進しているところであり、引き続き、今年度の目標達成に向け取り組みを進めていく。

- ・業務工期の延期については、年度内とするかまたは工期延期し繰越とするかについて受注者の意向を聞きながら柔軟に対応していくようにしている。はじめての取り組みであることから、課題等があればご意見等を頂きながら取り組んでいきたい。
- ・今年度より新たな取り組みとして、一部業務で公告を年内に前倒しを行い「年度末の業務納品」と「新年度業務の受注対応」との重複に対する課題解消に少しでも寄与できればと考えている。

2) 条件明示の徹底による業務遅延の是正

平成30年度に発注された詳細設計業務では条件明示対象業務となっている業務は45%であり完全実施しに至っておりません。また条件明示対象業務でも予備設計で作成した条件明示チェックシートの情報が発注者に十分に伝わらず、詳細設計発注段階で条件整理不足や提示遅延が生じている場合があります。

関係機関協議等の遅れは業務遅延に繋がり、年度末の業務集中とそれに伴う品質低下要因となります。予備設計段階で関係機関協議に関する情報を明確にし、条件明示チェックシートを適切に運用する方法について、北陸地方整備局と建コン北陸支部で勉強会を開催し検討を行うことを提案します。

【回答】

- ・詳細設計では全ての業務で条件明示を原則実施することとしており、条件明示チェックシート（案）が活用できる工種については、積極的に活用を図ることとしている。しかし、ご指摘のとおり条件明示チェックシートの活用が不十分な場合も見受けられる。
- ・今後、条件明示チェックシートを適切に運用していくための良い方策等について、具体的な改善点等のご意見等を頂ければありがたい。双方で具体的に検討する方法（場）について今後相談させていただきたい。

(2) ウィークリースタンスの取り組み推進

ウィークリースタンスは、平成30年度から特記仕様書への記載が徹底された結果、取り組み業務数が大幅に増加しました。

一方、ウィークリースタンスに取り組んだ業務でも全てが守られた業務は約5割しかなく、阻害する要因としては「作業工程の遅れ」や「特別な急ぎの業務」等となっています。

ウィークリースタンスは、労働環境の改善や品質確保に効果があるとの意見が多いことから、円滑な業務遂行に資する各種取り組みの推進と、县市町村への全面展開を図るためのブロック発注者協議会での取り組みを要望します。

【回答】

- ・ウィークリー・スタンスは平成26年度より取り組んできており、平成30年度からは全ての業務を対象とし特記仕様書へ原則明示することとしている。
- ・今年度は受発注者間の認識の相違を確認する目的で「業務におけるワーク・ライフ・バランス取り組み状況調査」として、受・発注者を対象にアンケート調査を実施している。今後、課題、分析等を行い、更なる推進を図っていきたい。
- ・市町村等に対しては、発注者協議会において当整備局で実施しているウィークリースタ

ンスの取り組み状況等について情報提供しており、今後も継続して情報提供していきたい。

2. 品質確保

(1) 詳細設計における施工計画検討内容の曖昧さの是正

道路関係では道路詳細設計には施工計画に関する標準歩掛が設定されていますが、それ以外の工種は施工計画の標準歩掛が設定されていません。近年は設計段階において発注者から求められる施工計画の内容が多様化し、本来は施工業者が行うべき事項まで掘り下げた検討が求められている場合があります。

道路詳細設計で通常求められる施工計画と標準歩掛で実施可能な施工計画に乖離があるため、十分な検討が実施できない場合もあり品質面で課題が残ります。

このため、特記仕様書等に標準歩掛で実施する施工計画内容を明示するとともに、それ以上の作業となる場合は、設計変更を適切に実施していただけるよう要望します。

【回答】

- ・ 施工計画検討が標準歩掛として計上されていない設計業務の歩掛策定等の要望は本省へ伝えたい。なお、施工計画の標準歩掛が無い工種について、施工計画の作成を求める場合は変更対象としている。
- ・ 業務の中で「施工計画検討」が必要となった場合は、十分協議のうえ適切な対応とするよう周知していきたい。
- ・ いずれにしても、施工計画検討内容については、受発注者間で意思疎通を図り品質確保にも繋げて頂きたい。

(2) 仮設における設計・積算・施工の円滑性に関する改善

工事発注段階で参考図として扱われた任意仮設の施工計画について、施工者から「設計が施工条件に合致しない」「積算がおかしい」等の意見があります。コンサルタントは、現地踏査や関連調査資料など設計段階で入手可能なデータに基づき検討を行っていますが検討精度には限界があります。

施工計画については、設計・積算・施工を通じて責任区分の相互理解が醸成できる取り組みを要望します。

【回答】

- ・ 図面の取り扱いについて、「良くわかる設計と工事の図面」で任意仮設図は参考図である旨周知している。
- ・ また、土木工事設計変更ガイドライン（案）において、「指定・任意の正しい運用」について周知を図っており、その中で「設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる」と明記している。
- ・ 施工業者に対して、これまでも「工事施工の円滑化4点セット」等について、周知してきたところであるが「図面の種類と責任区分」等についても改めて周知を図り、またどのような課題が出ているか実態把握も行いながら、設計者、発注者、施工者の共通認識の醸成に努めていきたい。

(3) 歩掛改善要望等

- ①道路概略設計、道路予備設計で延長が短い場合は、標準歩掛と実作業との乖離が大きくなるため、道路詳細設計と同様に最終単位を0.5kmにするなどの改善を要望します。
- ②道路詳細設計の「排水計画」の標準歩掛は、1kmあたり技師B+技師Cで3人工と少なく、実際の作業量（流域設定、流量算出、水路断面検討、流末照査、排水敷高計画等）と乖離している。現実に即した歩掛改定を要望します。
- ③道路休憩施設設計の標準歩掛は、単位が通り抜け延長となっており延長が短い場合は実作業との乖離が大きくなります。道路詳細設計と同様に最小単位を0.5kmにするなどの改善を要望します。
- ④電線共同溝の標準歩掛は予備・詳細設計ともに市街地（D I D地区）が標準で、それ以外の地域は変化率-15%により標準歩掛を補正する。現道での設計は市街地（D I D地区）以外でも既設埋設物や排水路等との調整が必要であり設計難易度に大きな差がないため、設計対象箇所状況に応じた変化率の細分化を要望します。
- ⑤設計業務における現地踏査の標準歩掛は1日分が計上されていますが、実際の業務では業務当初、検討後の現地取り合い確認など複数回の現地踏査を実施しているのが一般的です。成果品の品質向上の観点でも現地踏査の歩掛改定を要望します。
- ⑥総合評価落札方式で受注した業務は、当初設計とは別の追加工種が増工される場合であっても、当初の落札率が適用されます。工事の場合、変更で追加された新規工種に対して標準歩掛の100%が計上されており、業務に対しても同様の措置とするよう要望します。

【回答】

- ・標準歩掛の改定、改善の要望については本省へ伝える。
- ・今年度「道路概略設計」、「道路設計関係その他設計等」について歩掛実態調査を実施している。調査対象となった社は協力をおねがいしたい。
- ・新規工種の設計変更における適用落札率の適正化に関しては、実態も確認しつつ本省へ伝える。

3. BIM/CIMの取り組みと課題

(1) 地域コンサルタントのBIM/CIM活用技術向上（要望）

地域コンサルタント各社は、講習会への参加等により多くの会社が「CIMガイドライン」に示す技術を習得しています。一方CIM活用業務は大規模事業が多く、地域コンサルタントの受注機会が少ないため業務を通じたノウハウを蓄積しにくい状況にあります。

地域コンサルタントのCIM活用技術向上を目的に、比較的小規模なBIM/CIM活用試行業務の発注、業務量拡大に応じた適切な履行期間の確保及び歩掛整備について要望します。

【回答】

- ・BIM/CIMの活用は、昨年度までは大規模構造物等の設計と工事への活用を原則としてきましたが、今年度からは予備、概略設計においても活用の推進を図るものとしており、今後BIM/CIMの原則導入に向け、適用事業についても順次拡大がなされていくものと考えている。
- ・地域コンサルタントのBIM/CIM活用技術向上は重要であると認識しており、実態を確認しながら、BIM/CIM活用技術向上に繋がる取り組みについて検討していきたい。

- ・今年度、BIM/CIM 活用業務の橋梁詳細設計業務について歩掛実態調査を実施している。調査対象となった社は協力をおねがいしたい。

(2) 地域コンサルタントにおける BIM/CIM 推進の課題

現状では、三次元設計の様々な活用策について検証している状況ではありますが、設計階のフロントローディングとして工事発注、施工、維持管理段階等で真に有効な活用策を整理し、BIM/CIM 活用標準を提示していただきたい。

【回答】

- ・BIM/CIM の導入・活用を推進するためには、活用シーンやその効果の認識を深める必要があることから、現場での活用を前提とした事例集として「CIM 事例集」及び「BIM/CIM 活用事例集 Ver02」を作成し公表している。

4. その他

(1) 大規模構造物銘板への設計者名掲載の促進

北陸地方整備局では、大規模構造物を対象に施工及び詳細設計を実施した会社名や技術者名を記載した銘板を設置する取り組みをしております。

この取り組みは、技術者のやりがいや誇りに繋がり、担い手確保にも貢献するとともに、技術者の責任が明確化され建設業への信頼が高まるといった効果も期待できるため、対象構造物銘板への設計者名掲載の促進を要望します。

【回答】

- ・銘板は平成19年6月6日付け「コンクリート構造物における品質等の表示について」に基づき設置している。いろいろな効果等が期待できることから引き続き取り組みを継続していく。